【参考資料】

議案第６２号　　溝沼子どもプール設置及び管理条例の一部を改正する条例

生涯学習部生涯学習・スポーツ課

１　改正する理由

溝沼子どもプールの運営には多額な費用がかかるほか、施設の老朽化による修繕費や維持管理費等が増加している。その財源の多くは、市民の税金で賄われている。その中でも、特に利用者が利益を享受するサービスにかかる費用については、サービスの性質、公平性、近隣自治体との均衡等を踏まえ、受益者負担の原則に基づく適正な負担を求める必要がある。

そのため、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、新たに市外使用料を設け、市内に居住している者以外の者が利用する場合の使用料は、市内居住者の使用料の２倍に相当する額を設定するため、溝沼子どもプール設置及び管理条例の一部を改正する。

２　概　　要

溝沼子どもプール設置及び管理条例の所要の規定について、以下の内容を整備する

備考　市外に居住している者が利用する場合の使用料は、この表に規定する額の２倍に相当する額とする。を加える。

３　施　行　日

令和９年４月１日

担当
生涯学習部生涯学習・スポーツ課スポーツ係
電話　４６３－２４０３